

「森林土木工事等仕様書 平成14年4月制定」の新旧対照表

修正箇所	修正	現行	修正理由
P9 第124条 中間検査 1	請負者は、発注者が検査を必要と認めた場合は中間検査を受けなければならない。	請負者は、中間検査を受けなければならない。	・中間検査は、発注者が必要と認めた場合に実施するため。
P60 第316条 詰石 2	詰め方は、外まわりになるべく大きい石を選び、籠の先端から逐次丁寧に詰め込み、できるだけ空隙を少なくして、籠に損傷を与えないように所定量を充てんしなければならない。	詰め方は、外まわりになるべく大きい石を選び、籠の先端から逐次丁寧に詰め込み、できるだけ空隙を少なくして、籠に損傷を写えないように所定量をてん充しなければならない。	・誤字
P162 第1603条 一般 2, 3	路床土が路盤に侵入するのを防止するために設ける遮断層などは、路床に含めるものとする。 舗装厚を決定する設計C、B、Rは、遮断層又は局部的に	路床土が路盤に侵入するのを防止するために設けるしゃ断層などは、路床に含めるものとする。 舗装厚を決定する設計C、B、Rは、しゃ断層又は局部的に	・漢字に修正
P186 第1719条 3 (1), (2)	(1)引張応力を受ける溶接部はJIS3104に示す2級以上とする。 (2)圧縮応力を受ける溶接部はJIS3104に示す3級以上とする。	(1)引張応力を受ける溶接部はJIS3104に示す2級以上とする。 (2)圧縮応力を受ける溶接部はJIS3104に示す3級以上とする。	・誤字
P214 第1009条 調査等業務計画書	受託者は、契約締結後14日以内に調査等業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	受託者は、契約締結後14日以内に調査等業務工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。	・名称の誤り
P244 第2141条 地すべり防止施設 計画 4 (2)	工法の主体は抑制工とし、抑止工は直接人家、施設等守るため小さな運動ブロックの安定を図る場合に計画するものとする。	工法の主体は抑制工とし、抑止工は直接人家、施設等守るため小さな運動ブロックの安定を図る場合に計画するものとする。	・誤字
P276 第3045条 立木調査法 3 (2)	選木は伐倒予定木についてテープ等で表示を行い、20cm以上と20cm未満についてテープ等の色を変えるなど、現地で区別できるようにしなければならない。	選木は伐倒予定木についてテープ等で表示を行い、伐倒予定木の全本数の胸高直径を計測する。 なお、伐倒予定木については、20cm以上と20cm未満についてテープ等の色を変えるなど、現地で区別できるようにしなければならない。	・通常は標準値からのデータを基に事業区域の平均胸高直径を算出することから、全数調査を必ずしも必要としないため。
P333 第1章 総則	この森林土木工事等施工管理基準は、森林土木工事等共通仕様書第145条(施工管理)に規定する森林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この森林土木工事等施工管理基準は、森林土木工事仕様書第115条(施工管理)に規定する森林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	・数字等の誤り
P348 第2 2	スペーサーは、構造物の側面については原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については原則1㎡につき4個以上設置すること。	スペーサーは、構造物の側面については原則1㎡につき2個以上、構造物の側面については原則1㎡につき4個以上設置すること。	・誤字
P376(別表2-3) 除伐	施工面積の1%の標準地内の実施前後の主林木の樹種別本数	施工面積の1%の標準地内の実施前後の種材木の樹種別本数	・誤字
P389 第1 1	この写真管理基準は、森林土木工事等施工管理基準第7に定める工事写真(電子媒体うによるものを含む)の撮影に適用する。	この写真管理基準は、森林土木工事等施工管理基準7の(1)に定める工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。	・基準の名称の誤り ・条文の誤り
P389 第1 3 (1)	工事写真の撮影基準は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。	工事写真の撮影基準は、別紙撮影一覧表に示すものとする。	・表の名称の誤り
P389 第1 4 (3)	監督員が臨場して段階確認した箇所は、監督員が承諾した場合は、出来形管理写真の撮影を省略することができる。	監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。	・県土整備部の「土木工事等施工管理基準」の改正により、県土整備部基準と合わせるため。
P394 第2 撮影箇所一覧表 出来形管理写真 治山ダム工	撮影時期 型枠組立後、及びコンクリート打設後	撮影時期 ※空欄	・写真管理頻度を明確にするため。
P395 第5章 1 適用範囲	この施工管理基準運用方式は、森林土木工事等施工管理基準に基き実施する森林土木請負工事に適用する。	この施工管理基準運用方式は、森林土木工事等施工管理基準に基き実施する森林土木請負工事に適用する。	・基準の名称の誤り

平成15年6月変更

修正箇所	修正	現行	修正理由
P342 第2章 品質管理基準及び 規格値 第1 一般 補強土壁工	試験基準 500㎡につき1回	試験基準 500㎡につき1回	・県土整備部の「土木工事等施工管理基準」の改正により、県土整備部基準と合わせるため。

平成19年4月変更

修正箇所	修正	現行	修正理由
P16 第146条 工事歴板、工事標 柱等			・林野庁及び他府県規格との整合を図るため。

平成19年8月変更

修正箇所	修正	現行	修正理由																				
P22 付属資料2「土石流の到達のおそれのある現場での工事における安全対策について」	<p>4(略)土石流が発生するおそれがあるときは、各地方気象台の定める大雨注意報発令雨量基準に達する降雨(下表参照)があった場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨量基準</td> <td>警報・注意報基準一覧表</td> <td>http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.pdfのURLで示された値</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>発表区域の図(細分図)</td> <td>http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/hyogo.pdfのURLで示された値</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"> <p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	URL	雨量基準	警報・注意報基準一覧表	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.pdf のURLで示された値	区域	発表区域の図(細分図)	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/hyogo.pdf のURLで示された値	備考	<p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p>		<p>4(略)土石流が発生するおそれがあるときは、各地方気象台の定める大雨注意報発令のための24時間雨量の規準に達する降雨(下表参照)があった場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表官署</th> <th>豊岡測候所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当区域</td> <td>兵庫県南部</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>平地70mm 山地150mm</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>震災地域は上記数値の70%を適用する。平地、山地の境目は兵庫県南部では標高150m、北部では300m。</p> <p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	発表官署	豊岡測候所	担当区域	兵庫県南部	基準	平地70mm 山地150mm	備考	<p>震災地域は上記数値の70%を適用する。平地、山地の境目は兵庫県南部では標高150m、北部では300m。</p> <p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p>	<p>各地方気象台の定める大雨注意報基準一覧表の最新版に準じるため。</p>
	区分	URL																					
雨量基準	警報・注意報基準一覧表	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.pdf のURLで示された値																					
区域	発表区域の図(細分図)	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/hyogo.pdf のURLで示された値																					
備考	<p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p>																						
発表官署	豊岡測候所																						
担当区域	兵庫県南部																						
基準	平地70mm 山地150mm																						
備考	<p>震災地域は上記数値の70%を適用する。平地、山地の境目は兵庫県南部では標高150m、北部では300m。</p> <p>なお、この基準は最低限守らなければならない基準であり、発注者は溪流の状況等により、適宜上記基準を下回る値を設定してより一層の安全確保に努めるよう事業者を指導すること。</p>																						

平成19年9月変更

箇所	改正	現行	理由
P18 第149条 現場技術員 (条項新設)	<p>第149条 現場技術員 請負者は、発注者から建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置を通知された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 現場技術員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p> <p>2 監督員から請負者に対する指示</p>		<p>・工事請負契約における現場技術員の取扱を定め、適正な履行の確保を図るため。</p>

平成19年10月変更

箇所	改訂	現行	理由
P72 第414条 地山補強土工	<p>6 補強材の引張り耐力が設計引張り力を満足するものであるかどうかを、施工後確認試験を実施して確認しなければならない。</p> <p>標準的試験方法</p> <p>1)試験本数 任意抽出で全数の3%について実施するものとする。なお、最低試験本数は3本とする。</p> <p>2)最大試験荷重 最大試験荷重は設計荷重とする。</p> <p>3)載荷サイクル 単サイクルで最大試験荷重まで載荷する。</p> <p>4)載荷方法 載荷方法は、荷重増加分5.0kNずつとし、各段階での荷重保持時間は5分とする。</p> <p>5)計測項目 計測は、載荷荷重、試験時間とする。</p>	<p>6 補強材頭部に引張り荷重を課し設計耐力を要しているか調査する確認試験については、注入材の全面定着である本工法では注入材の破断及び破壊を伴った確認方法となるため、行わないこととする。</p>	<p>・本工法による他府県での確認試験結果から破壊が起こってないこと。また、施工後の設計荷重の確認方法が本方法に限定されるため。</p>